

鳥取県私立高等学校等改築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例（平成14年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第5条及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立高等学校等改築事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設改築)

第2条 条例第3条の知事が別に定めるものは、条例第1条の目的を達成するため、学校法人が行う私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園の別表1に掲げる教育施設（以下「教育施設」という。）のうち、次の各号に掲げる教育施設の改築事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 建物の耐力度（以下「耐力度」という。）5,000点以下の教育施設の改築事業。
- (2) 建築後30年以上経過した教育施設の改築事業。
- (3) 耐震化の推進に伴う教育施設の解体撤去事業（私立高等学校、私立中学校に限る）。

(補助限度額)

第3条 条例第4条の知事が別に定める額は、私立高等学校及び私立中学校については別表2の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と別表2の第2欄に掲げる基準額（以下「補助基準額」という。）のいずれか低い額とし、私立幼稚園については別表3の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額を除く。）と別表3の第2欄に掲げる基準額（以下「補助基準額」という。）のいずれか低い額とする。

- 2 複数の私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園を整備する場合は、それぞれ私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園ごとに前項の規定を適用して、本補助金の額を算定するものとする。
- 3 補助事業に係る工事は、県内事業者が発注しなければならない。ただし、第2条第1号及び第2号の事業（幼稚園に限る）又はやむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、私立高等学校及び私立中学校については様式第1号及び様式第3号により、私立幼稚園については様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、私立高等学校及び私立中学校については様式第4号及び様式第5号を添付し、私立幼稚園については様式第6号を添付するものとする。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日を経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。
- 3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された

場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、学校法人が行う補助事業に係る本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ私立高等学校及び私立中学校については様式第1号及び様式第3号により、私立幼稚園については様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、私立高等学校及び私立中学校については様式第4号及び様式第5号を添付し、私立幼稚園については様式第6号を添付するものとする。
- 4 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第8号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月20日から施行し、平成14年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月19日から施行し、平成14年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月22日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月8日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月19日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

別表1（第2条関係）

--

区分	範 囲
対象となる 建物用途	<p>校舎、園舎、講堂、屋内運動場その他の体育施設、生徒等の寄宿舎、図書館、食堂、課外活動施設、学外研修施設、福利厚生施設など、主として園児・生徒のための教育活動等に資する建物。（教職員専用のものを除く）</p> <p>※事務局棟や管理棟など、学校法人が法人部門として管理している単独の建物は含めない。</p>

別表 2（第 3 条関係）

【私立高等学校及び私立中学校用】

¹ 補助対象経費	² 補助基準額
------------------------	-----------------------

耐震診断費		※前々年度支出分まで対象。	実額（ただし、既存建物の延べ床面積を上限。）
実施設計費	実施設計費	実施設計に必要な測量やボーリング調査等を含む。 ※前年度支出分まで対象。	
	工事監理費	既存建物の取壊し及び新棟の補助対象範囲に係るもの。 ※当該年度分を対象	
工	建設工事費 (建物整備)	建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等） 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上等） 雑工事（学校建物に一般的に付随附随するもののうち作り付けのもの、または既製品であっても建物の一部として仕上げ工事等と一体で整備するもの（黒板、掲示板、物入れ等） ※工事を伴わず設置するだけの学校家具や備品類（机、椅子、ブラインド等）は補助対象外。 ※当該年度分を対象	次の(1)、(2)のうちいずれか少ない面積に別に定める1㎡当たりの建築工事単価を乗じて得た額及び特殊工事費（既存建物の延べ床面積を上限。）の合計額。 (1) 本事業により取り壊した面積 (2) 補助対象改築面積（取壊し後に新築する教育施設の建築面積） ※特殊工事費例：地盤改良、敷地造成、山留め、杭、不用土処分、受変電設備、エレベーター、建物撤去費、仮設工事費
	建設工事費 (建物周辺整備)	整地までを対象とし、外構工事は対象外。 電気、水、ガス等のインフラの引込みは建物外壁線から内側（建物内）のみ。 建物から排出する雨水、汚水、実験等の各排水は建物から第一桝への接続まで。（第一桝の整備は対象外。） 建物出入口の階段やスロープ、庇、バルコニー、屋外階段、ドライエリア擁壁など、建物の機能として必要なもので、かつ、建物と一体構造のもの。 ※当該年度分を対象	
費	建物撤去費	既存建物の取壊しに係る経費（基礎、基礎杭の撤去を含む） 既存建物の取壊しに係る仮設工事（山留め、仮囲い、防音パネル、乗入構台、養生鉄板等） インフラ等の切り回し、仕上材等の分別撤去、廃棄材の運搬・処分費、地下部取壊しに伴う埋戻し及び整地に係るもの。 新棟整備に直接支障となる構造物等の撤去費（土工事の掘削範囲や重機類の設置・移動範囲内にある樹木や花壇、道路、電柱、設備等の構造物及び排水管、樹、マンホール、共同溝等の埋設構造物等を含む。）等。 ※改築工事と同じ年度分を対象。（一連の事業を年次計画で進める場合は、改築工事を実施する年度の前年度（先行取壊し）又は翌年度（完成後取壊し）分に限り対象。）	実額（ただし、既存建物の延べ床面積を上限。）
	仮設建物費	新棟を既存建物と同一場所又は隣接した場所に整備するなど改築工事の実施に伴い既存建物が利用できなくなる場合に限る。 新棟整備後速やかに取り壊すことを条件とする。 ※改築工事と同じ年度、あるいは、耐震改築工事を実施する年度の前年度分に限り対象。	

(注) 補助事業に係る工事は、県内事業者に発注しなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

		1 補助対象経費	2 補助基準額																																						
第2条第1号及び第2号の事業に要する経費	本工事費	建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等） 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等） 解体撤去費 実施設計費 雑工事（建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等） 家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても補助対象経費には含めない。	補助資格面積（私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成11年4月1日付文部大臣裁定）別紙様式2で求める補助資格面積）に別に定める1㎡当たりの建築工事単価を乗じて得た額																																						
	附帯工事費	本工事に附帯する工事で、次表左欄に掲げる工事の種類ごとに同表中欄に例示するもの （当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地外の工事及び同表右欄に例示するものは含めない）																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th> <th>附帯工事に含めるもの</th> <th>附帯工事に含めないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気工事</td> <td>差込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害者が在籍している幼稚園に限る）</td> <td>移動照明器具</td> </tr> <tr> <td>給水工事</td> <td>給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生工事</td> <td>汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷暖房工事</td> <td>配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式 冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突</td> <td>備品的な冷暖房器具（ストーブ等）</td> </tr> <tr> <td>ガス工事</td> <td>ガス配管、諸コック</td> <td>ガス器具（コンロ等）</td> </tr> <tr> <td>給食リフト工事</td> <td>給食リフト一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火、消火工事</td> <td>火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送等弱電工事</td> <td>室内スピーカー、電気時計</td> <td>放送器、マイクロホン、電話機</td> </tr> <tr> <td>避雷工事</td> <td>避雷針設備工事一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水工事</td> <td>排水管、トラップ、排水桝、側溝、排水ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>門、囲障等の工事</td> <td>門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	附帯工事に含めるもの	附帯工事に含めないもの	電気工事	差込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害者が在籍している幼稚園に限る）	移動照明器具	給水工事	給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井		衛生工事	汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ		冷暖房工事	配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式 冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突	備品的な冷暖房器具（ストーブ等）	ガス工事	ガス配管、諸コック	ガス器具（コンロ等）	給食リフト工事	給食リフト一式		防火、消火工事	火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備		放送等弱電工事	室内スピーカー、電気時計	放送器、マイクロホン、電話機	避雷工事	避雷針設備工事一式		排水工事	排水管、トラップ、排水桝、側溝、排水ポンプ		門、囲障等の工事	門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下		上記工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤		
工事の種類	附帯工事に含めるもの	附帯工事に含めないもの																																							
電気工事	差込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害者が在籍している幼稚園に限る）	移動照明器具																																							
給水工事	給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井																																								
衛生工事	汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ																																								
冷暖房工事	配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式 冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突	備品的な冷暖房器具（ストーブ等）																																							
ガス工事	ガス配管、諸コック	ガス器具（コンロ等）																																							
給食リフト工事	給食リフト一式																																								
防火、消火工事	火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備																																								
放送等弱電工事	室内スピーカー、電気時計	放送器、マイクロホン、電話機																																							
避雷工事	避雷針設備工事一式																																								
排水工事	排水管、トラップ、排水桝、側溝、排水ポンプ																																								
門、囲障等の工事	門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下																																								
上記工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤																																									

- (注1) 建築面積は、建物毎に、壁や建具などにより風雨を防ぐことができる部分の床面積の合計とする。
- (注2) 床面積の算定は、各階毎に壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の、水平投影面積を測定して行うものとし、建物毎の床面積に1平方メートルに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入して算定する。
- (注3) 補助事業に係る工事は、県内事業者に発注しなければならない。ただし、第2条第1号及び第2号の事業又はやむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。